

市町村名【 **滑川町** 】 ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 平成30年度税率改正により、7割軽減、5割軽減、2割軽減と均等割額の減額の幅が拡大され、応益負担の負担軽減に配慮しております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 子育て支援として幼稚園から中学生までの給食費の無償化、高校終了時までの医療費が無料化となっており、児童・生徒に対する支援は手厚くなっています。このことから子どもの均等割負担の廃止は考えておりません。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国民健康保険は平成30年度の制度改正により保険者は市町村と都道府県(埼玉県)との共同保険者となったことにより財政運営の責任主体は埼玉県へと変わり、国民健康保険事業費の財政基盤となる保険税のほか国・県・町からの基盤安定繰入金(法定繰入)で事業運営を賄うこととなりました。

県内の市町村国保では、財政運営が逼迫する保険者が一般会計からの法定外繰入を実施しており実質的な収支は赤字が続いております。そこで国では多額の財政支援(保険税負担の激変緩和措置)を行ないました。

本町においても平成30年度の制度改正に合わせ税の賦課方式、税率変更を行ない財政健全化を図りました。よって埼玉県国保運営方針で定めた赤字解消・削減の取組に従い、本町では一般会計からの法定外繰入れは行なっておりません。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われ

ました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】 減免制度拡充の考えはありませんが、病気の治療が中断することのないように福祉部門等と連携をはかり、生活困窮者等個々の事情に寄り添いながら相談を行っています。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった場合の国保税減免については対応しております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 滑川町の規則・要綱にもとづき対応することとしております。また、被保険者の方々の事情も考慮し、福祉部局と連携しながら対応しております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 申請者の生活状況を把握するため、世帯状況や収入等を申告していただく必要があります。ご不明な点がある場合は、記載方法等ご案内しております。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 申請者の生活状況の把握や、世帯状況、収入等の確認をさせていただく必要があるため役場での手続きをお願いしています。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 住民に寄り添った対応を行います。ほとんどの方が納税相談をし、分割納付で完納しています。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】 差押え禁止額の計算を行い、法律に基づいて滞納処分を執行します。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあて

られるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 売掛金の差押えは行っていません。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 生活実態に基づき分割納付の相談等を行っておりますが、住民税や固定資産税と異なる特別な対応ではありません。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、今年度は、すべての被保険者（在留期限切れの外国人は除く）に被保険者証を発行しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 あて先不明者以外は実施しておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 今年度は発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 国の基準に基づいて傷病手当金を支給できるよう、条例改正を行ないました。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 同じ国民健康保険加入者でありながら、支給対象外となる方が確かに発生しています。国民健康保険は、協会けんぽや組合健保など社会保険に加入できない方が最後の砦として様々な職業、業種の方が加入する保険であるとの特色があります。

今回の傷病手当金については、社会保険の加入者には既に制度化されていましたが、国民健康保険加入者には新型コロナの感染拡大防止のための緊急的、特例的な措置として追加されました。

傷病手当金については、町の国民健康保険条例では給付金の算定に必要な勤務状況、直近3か月の支払い額など事業主の証明を必要としています。また、上位法である健康保険法でも、保険者が支給した金額は事業主から本来は徴収するという規定もあります。このような理由から、事業主等を支給対象者に含めることが難しい可能性があります。さらに、現状では支給対象拡大分への国からの財政支援が無く、財源確保が難しいため、支給対象の拡大は困難であるものと認識しています。健康保険としてできる支援を、近隣市町村の状況、国の動向などを注視し対応してまいります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 運営協議会委員は、滑川町国民健康保険条例に基づき適正に委嘱していきます。現状では委員の公募制は考えておりません。

- ③ 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保を運営する上で、幅広く意見を取り入れることは重要であると理解しております。まずは、代表機関である国保運営協議会の委員の意見を反映するとともに国保事業の安定化を図ってまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 今後、検討してまいります。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 集団健診においては大腸、肺、前立腺がんを同時実施しております。今後、保健部門と連携し検討していきます。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 「令和3年度 市町村国保ヘルスアップ事業計画」に基づき、対象者を抽出し、電話及び郵送で受診勧奨を行います。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 個人情報保護関連例規に基づき、適切に管理してまいります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の医療費が増加する一方、それを支える若い世代が減少し、負担がさらに大きくなっている中で、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、重要な課題となっています。また2割負担になった際の配慮措置として、負担増加分が最大で月3,000円に収まるような措置の導入も図られるようです。窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠と国でも理解しておりますので、要請については他市町村や県の動向を見ながら慎重に検討してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 高齢者が安心して暮らせるように【高齢者の見守りネットワーク】を通し、関係機関との連携を図り、高齢者の見守りを継続して実施していきます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 健康長寿事業として【毎日1万歩運動】や【健康長寿サポーター養成事業】を行っており、また高齢者の方を含めて運動教室等を行っております。拡充については他市町村や県の動向を見ながら担当課同士で連携を取りながら進めてまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 今年度につきましては、長寿健診は無料で実施いたします。人間ドック、ガン健診、歯科健診につきましては昨年度と同様の補助、自己負担となっています。基本的には受益者負担の観点から有料での実施をおこなっており、今後については、他市町村や県の指導を仰ぎながら、担当課同士で連携をとりながら進めてまいります。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 国、県への要望等を伝える機会があれば検討してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 町では直接、医療従事者への対策等は実施しておりませんので、具体的にできることがあれば提案していただき、対応したいと思います。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 滑川町では令和3年4月より、コロナ感染症対策を目的に保健センターの人員体制が強化されています。また、所属の保健師は、埼玉県より兼任辞令を受け、必要時に県と協力して対処できるよう体制が整備されています。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】 町として社会的検査（PCR検査）の定期的・頻回実施は現在予定しておりません。基本的な予防策を徹底、継続できるよう、各施設との情報共有と連携を密に実施し、ワクチン接種の支援にも重点をおいて対応を継続しております。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】 無症状者に対して、町単独で大規模な検査を継続的に実施する体制を整備することは困難な状況です。引き続き感染予防対策の徹底を呼びかけ、ワクチン接種による集団的な予防効果を目指して対策を進めていきます。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】 全庁体制でワクチン接種に係る業務を行い、集団接種及び医療機関接種を進めているところです。地区医師会、医療機関など多くの医療専門職の皆さんや各施設担当者のご協力をいただいております。ワクチンの供給には限りがありますが、今後も一人でも多く、早く接種していただけるよう、接種体制を強化し、安全に接種を進められるよう努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 令和3年度からの介護保険料基準額は年額60,000円となり、年額3,600円の引き下げとなります。

介護保険料の引き下げは、保険者の努力のみではなく、住民の方々の健康増進に対する努力によって実現しております。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】 令和2年度の介護保険料の減免申請件数は2件でありました。2件ともに減免を実施し、合計で95,000円の減免を行いました。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得

者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 介護保険料は所得に応じた負担をお願いしており、非課税の方の介護保険料は基準額の0.3～0.7倍となっていて、それぞれの負担能力に応じた保険料の負担をお願いしています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されています。所得が低い方に対しては所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。

また、当町では所得段階3以下の第1号被保険者の方と非課税世帯の第2号被保険者を対象に介護保険サービスを利用される際利用者負担額の3割を助成する町独自の制度を行っております。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 当町において2割負担の方は30名、3割負担の方は16名となっております。介護サービスの利用につきましては担当ケアマネジャーのケアプランのもと、負担割合に関わらず適切なサービスを提供しております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについては医療費控除の対象となるものがあります。

また、当町では所得段階3以下の第1号被保険者の方と非課税世帯の第2号被保険者を対象に介護保険サービスを利用される際利用者負担額の3割を助成する町独自の制度を行っております。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 現在、当町において介護事業所から経営が悪化したという報告は受けておりません。しかしながら事業所の職員の皆様においては日々感染症対策に勤めていただいております。大変多くの負担がかかっております。

埼玉県では新型コロナウイルス感染症支援事業としまして①介護施設・事業所等職員慰労金支給事業（最大20万円まで）、②感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業（マスク、消毒液、防護服、使い捨てゴム手袋、PCR検査費用等）、③介護サービス再開に向けた支援事業（3密を避けるための施設整備費用等）等を実施しております。

PCR検査については関係施設職員に対し埼玉県が無料で検査を行うという事業を実施し当町の申し込み状況は4施設において100%となっております。介護施設・事業所等職員慰労金支給事業につきましても事業所ごとに対象とな

る職員が申請し支給されております。

新型コロナウイルス感染症に伴う業務の負担を介護報酬だけでは補えない部分をこうした支援事業でケアしているところがございます。

また、介護給付費分科会の調査結果によりますと（新型コロナウイルスによる介護サービス事業所等の費用面への影響、今後の経営への影響等を把握するもの）人件費は影響がなかったとした事業所が9割以上でした。これに対し物件費は令和2年度の決算において上昇が見込まれるとのことです。物件費の主な内訳は保健衛生費や日用品費のため、埼玉県から提供されるマスクや使い捨て手袋、アルコール消毒液等を迅速かつ臨機応変に配布するよう努めております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 現在、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施するかは検討中ではありますが、埼玉県から提供されるマスクや使い捨て手袋、アルコール消毒液等を迅速かつ臨機応変に配布するよう努めております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 ワクチン接種につきましては、町内にある4事業所の利用者及び従事者については6月中旬に接種予定となっております。PCR検査については埼玉県において公費で実施しております。今後も感染拡大予防に向けて継続的なPCR検査の実施を要望してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 介護施設等につきましてはサービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 現在高齢者約4,000人に対し、主任介護支援専門員1名、保健師2名、社会福祉士1名の4名体制となっております。関係機関と連携を取りながら、体制の充実を図ります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 アルコール消毒、マスク等の衛生用品については、障害者施設の指定実施機関である埼玉県が直接配布しており、障害福祉事業所では十分に足りていると認識しております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】 入所施設については、県が検査キットを毎月送付し、検査を実施しております。入院体制については、障害者に限らず保健所により自宅での経過観察、入院等の判断になるかと思われます。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】 職員不足の常態化については、町でも把握はしているところではありますが、介護職の離職率は高く、なかなか定着しない状況です。学齢期から福祉へ興味を持つことが将来的な人材確保へつながることを考え、福祉教育等推進していきたいと考えています。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 町内入所施設の方に対しては、入所している施設内での接種を推進し、それ以外の方は、町内医療機関、集団接種会場となっております。優先接種についても一般の方より先行して接種予約を行っています。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】 地域生活支援拠点等事業は、面的整備を進めており、町内の入所施設にて緊急受入れ、特定相談支援事業所にて相談支援体制、自立支援協議会を利用した地域支援体制の整備を行っています。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 現在、施設入所の待機者はないため、施設整備のための独自補助等は考えておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 毎月、障害者相談の実施、窓口での相談等できる範囲で当事者の声を聞き、事業へ反映できるよう進めていきます。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】 障害者手帳を所持している方の数については把握しております。入所の希望者、グループホームの希望者があれば、その都度、相談にのり、希望の場所で生活でき

るように支援していきます。現状での待機者はないと考えております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 介護保険のサービス利用者にはケアマネージャーが担当としており、その家族状況等の把握もできることから、ケアマネとも連携をし、困りごとがある家庭については早急に対応できる体制をとっております。また、民生委員からも相談があればその都度対応していきます。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】 利用者すべてに計画相談（一部セルフプラン）の事業所が入っており、サービス利用者についても全員のサービス状況について把握しているため、必要な方には別の福祉サービスの導入を実施しております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 現状では、埼玉県補助制度にあわせ、所得制限、年齢制限は導入させていただいています。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 比企管内の医療機関との協定により広く現物給付を実施している状況ではありますが、引き続き近隣市町村、医師会等へ働きかけていきます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 現状では、埼玉県の補助制度と同様の対象者となっており、拡大があれば同様に検討していきます。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 個別のケースについても状況を把握するためにアセスメントを行い、医療が必要な状況であれば適切な機関へ繋げられるよう支援していきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 滑川町では実施済です。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】 現状では、1時間の利用者負担950円のところ、450円の独自補助をし、500円の利用料としています。令和2年度の町の持ち出し額は、1,162,670円です。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 利用時間は年間150時間を上限としていますが、上限まで利用している方はほんのわずかであり、現状では利用時間拡大は検討しておりません。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 障害児、者共に450円の助成を行い、利用料軽減を図っております。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 機会があればその都度補助金の増額等要望していきます。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 滑川町では現在36枚のタクシー券を配布しており、近隣と比べても少ない枚数ではないため、現状は枚数の増加は考えておりません。100円券については、県と協定を結び事業を実施しているため、県が実施するのであれば実施を検討していきます。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 所得制限及び年齢制限は設けておりません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 町としても制度を維持するうえでは県補助があったほうが財政的にも助かるため、県事業としての実施を訴えていきます。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザー

ズマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 希望者に関しましては、避難行動要支援者名簿に加えております。登載者の避難経路、避難場所の確認も地域の自主防災会や民生委員等の協力を得ながら随時確認をしております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 福祉避難所について、民間の施設の協力も得ながら整備を検討しております。また、福祉避難所については必要に応じて開設をするため、直接の避難が難しい状況ですが、できるだけ早く要望をくみとり、福祉避難所に入れるよう努めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 救援物資の受け取りは、基本的には避難所になると考えておりますが、避難所以外で避難されている要支援者に関しましては避難場所が特定でき、移動が困難な場合は、地域の自主防災会や民生委員等の協力を得ながら物資が届けられるよう努めてまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 災害時には、地域での共助が必要なことから、現在は地域の自主防災会や民生委員には要支援者の同意のもと、名簿を開示しております。その他の支援団体への開示につきましては、必要性も含め協議検討しております。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 本町では、総務政策課に「人権・自治振興担当」を設置し、災害対策を実施しており、健康づくり課に「保健予防担当」を設置し、感染症対策を実施しております。本町は、小規模な自治体であり、他の自治体と比較しますと職員数も少ないことから、担当課の設置は現在のところ難しい状況です。そのため、日ごろより互いに情報を共有し連携することで災害時の感染症対策に対応しております。今後におきましても保健所などにも働きかけ、関係部署と連携を図り、自然災害・感染症対策等に引き続き努めてまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】 コロナの影響よっての事業廃止や削減の実施行っておりません。できる限り障害当事者の意見を聞き、ニーズを確認しながら事業を実施していきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 入所を希望したが認可保育所に入所できなかった児童は30名です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 4/1 時点での年齢別受入児童総数は以下の通りです。

0歳児： 32名
1歳児： 93名
2歳児： 107名
3歳児： 133名
4歳児： 127名
5歳児： 136名

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 滑川町は公立幼稚園を設置しており、公立保育所の開設は予定しておりません。待機児童解消のため、今後は令和5年4月に認可保育所を1園新設予定です。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 障害児保育に関しましては町独自で補助金を支給しております。

- ① 県補助金の補助単価に、町費の上乗せ補助(2万円)
② 障害者手帳等を取得していないが手帳取得児童と同程度の障害があり、保育士を加配している児童 町独自で一人当たり月4万円を補助。
受入枠につきましては、職員の加配を保育所に要望してまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 移行する計画の施設は現在ございません。今後対象施設ができた場合は財政担当部局と相談してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行う

ためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 滑川町では人口の増加が続いており、出生率が県内でも高いため、保育の需要も年々増加しております。町では子ども・子育て支援事業計画に従い認可保育所の増設をしておりますが、増加する需要に追いついていない状況です。そのような中で少人数保育の実施は住民のニーズに合わず難しいと考えます。

今後、認可保育所の設置、受入児童の増員等により待機児童が解消できた際には検討していきたいと考えます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 検討してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 滑川町は給食費の無償化により、町独自に副食費を補助しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】認可外保育施設は認可保育所と同様の基準を定め、年1回立入監査を実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】平成30年度に立ち上げた保育施設連絡会議で、保育所が抱える問題点を確認し解決できるよう、指導監督に努めています。

また、育児休業中であっても上の子が1歳に達する年の3月末までは入所できるよう定め、すぐに退所を迫ることが無いようにしております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 新規放課後児童クラブの令和4年4月開所に向けて現在県、国と協議を進めております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 事業の実施基準を満たすクラブについては、申請を行っており今後も継続してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 当町には公立公営のクラブはございません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

(1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】 すでに実施しております。引きつづき継続する予定です。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】 滑川町は子ども医療費無償化を「18歳年度末」としているため、要請を行う予定はありません。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】 国、県に準じて周知を行っていきます。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つに

は、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】 西部福祉事務所にこのような意見があることを伝えてまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】 西部福祉事務所にこのような意見があることを伝えてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】 西部福祉事務所にこのような意見があることを伝えてまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあつせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】 西部福祉事務所にこのような意見があることを伝えてまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】 県や西部福祉事務所にこのような意見があることを伝えてまいります。

以上